

別表（第2条関係）

教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
国際教育センター	教授，准教授（学長が，役員会の議を経て，任期付教員として定めた者に限る。）	5年	1回に限り再任可	法第4条第1項第1号
次世代教育研究推進機構	教授，准教授，講師，助教	1年	3回に限り再任可	法第4条第1項第3号
障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
キャンパスアジア推進室	教授，准教授，講師，助教	1年（ただし，再任後の任期は3年とする。）	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号
次世代教育研究推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）	助教（学長が，役員会の議を経て，任期付教員として定めた者に限る。）	3年	再任不可	法第4条第1項第3号
教育インキュベーションセンター（就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業）	助教（学長が，役員会の議を経て，任期付教員として定めた者に限る。）	6月以内	再任不可	法第4条第1項第3号